

平成 30 年 8 月 22 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する  
法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する  
法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局長より都道府県知事あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [g-riwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-riwata@kanagawa.med.or.jp)

(介 93)

平成 30 年 8 月 2 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤和彦



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の  
一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 30 年 8 月 1 日から施行される、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する政令等の施行に関する通知が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の通知では、本年 7 月 19 日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 213 号）」の他、本年 7 月 30 日に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 95 号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 291 号）」、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 96 号）」、「介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 283 号）」の施行に関する改正の趣旨及び内容等が記されております。それぞれの内容等につきましては下記のとおりでございます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

